

岐阜県公報

目次

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外(二) 平成二十二年 六月 一日

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、中津川都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
中津川	平成二十二年六月二十九日(火)午後六時から	中津川市かやの木町二番一号 中津川市役所四階大会議室	中津川市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、中津川市基盤整備部計画課において閲覧に供する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日となるときは翌日)

平成二十二年六月一日

2 閲覧期間

平成二十二年六月四日(金)から同年六月十八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月十八日(金)までに「千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五)又は中津川市基盤整備部計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域では、まちづくりの基本理念を「人が中心となる都市 空間づくり」とし、

次のとおり目指すべき将来像を示す。

- 1 快適で安全なまち
 - 2 楽しく活気のあるまち
 - 3 やすらぎと潤いのあるまち
 - 4 歴史と自然を大切にすまち
 - 5 住みたくなる暖かみのあるまち
- そして、これら将来像の実現に向けて、人が中心となる「みち」の概念を「出会い、

「ふれあい」、「交流」、「環境」、「景観」、「歴史」、「文化」及び「人づくり」まで包含してとらえるものとし、都市づくりのテーマを「心ふれあう「みち」から生まれるハートモニー なかつがわ」とする。

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	住宅ゾーン		商業ゾーン		工業ゾーン		行政施設集積地区	保全ゾーン
	専用住宅地区	一般住宅地区	中心商業地区	沿道商業地区	住工共存地区	工業専用地区		
おおむねの位置	市街地(用途地域)内の周辺部の住居専用の用途地域に指定されている地域	国道一九号及びJR中央本線に囲まれた市街地	JR中津川駅前を中心とした中心商業地	国道一九号、(都)緑町線及び(都)中津苗木線の沿道	中津川左岸の準工業地区	中津川中核工業団地や中津川沿岸に立地した工業専用地域	中津川市役所を中心とする一帯	本区域の大部分を占める山林及び農地とそれに伴う集落
目指すべきまちづくりのイメージ	良好な住環境の形成を図る地区	住商工の用途が複合し共存を図る地区	中津川の顔となる地区	自動車交通に対応した商業及びサービス施設の立地誘導を図る地区	駅周辺における生活利便性の向上を図る地区	住居と地場産業等との共存を図る地区	環境に配慮しながら工業の利便性向上を図る地区	行政・情報・文化拠点としてまちづくりを図る地区
								自然環境及び自然景観の維持、保全を図る地区

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

- 1 集落を除くほとんどの住宅地については、既に用途地域に指定されており、市街地(用途地域)内における可住地人口密度については、市街化区域として望ましい一ヘクター

ル当たり六十人に達しておらず、今後も達しないと予測されていること。

2 国道一九号や（仮称）濃飛横断自動車道の整備により、交通便利性の向上や地域の発展が想定されるが、地形的地理的な状況等を勘案すると、沿道部分の土地利用の適正な規制・誘導を行う必要があるが、新たな市街地が面的に拡大する可能性は低いと考えられること。

3 衰退する中心市街地については、計画的な整備、活力の向上が必要であるが、流出する人口が郊外土地利用に大きな影響を及ぼすことがないこと。

4 郊外の飛び市街地は、縮小された生鮮食糧品卸売東濃東市場の跡地における土地利用の在り方に関する課題はあるが、隣接する中津川中核工業団地を含め、用途地域の適正な指定を行うことにより、良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成を図ることができると考えられること。

5 市街地内の特徴的な自然環境である中津川では、既に河川整備による親水空間の整備が実施されていること。また、市街地（用途地域）外は、農業振興地域における農用地区域や地域森林計画対象民有林、保安林、自然公園の指定等がされており、開発行為による自然環境喪失の可能性は低いこと。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 市街地周辺部（JR中央本線西部から北部、中津高校周辺部、国道一九号の南部から東部）については、良好な居住環境を保全し、低層住宅を中心とした適切な土地利用の誘導を図る。

(2) 鉄道沿線や補助幹線道路沿道、西小学校から松源寺にかけての住宅地区、第二中学校周辺及び東小学校周辺については、中層住宅を含む住宅系土地利用が中心であるが、その他の施設の立地もある程度許容する。

(二) 商業系

(1) JR中津川駅から（都）三五沢松源寺線にかけての既存の商業地を、本区域の玄関口及び中心市街地として、「安全」「魅力」「快適」「活気」等の感じられるアメニティの高い商業地を目指し整備を図る。

(2) 国道一九号沿道については、商業系施設の立地を適切に規制・誘導しつつ、周辺環境との調和を図る。

(3) （都）緑町線、（都）中津苗木線、（都）三五沢松源寺線、（都）青木斧戸線の

各沿道については、沿道の居住環境を維持しつつ、商業系施設の立地も許容し、沿道の活性化を図る。

(4) JR美乃坂本駅前については近隣型商業地区として、都市構造に影響を及ぼさない程度の商業店舗等の生活利便施設の立地を図り、駅周辺における生活利便性の向上を図る。

(5) 中心商業地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、集約型都市構造の実現を図る。

(三) 工業系

(1) 中津川中核工業団地をはじめ、まとまった工業地が形成されている地域では、今後工業の利便性向上を図る。

(2) 中津川左岸を中心とする、住宅と工場等が混在している地域では、地区内の居住環境や周辺の商業地区・住宅地区の環境に配慮した環境改善方策を誘導する。

(3) 中津川市役所をはじめ、公共施設が集積する地域では、行政サービス・地域情報・文化産業の拠点として多様な施設の集積が求められる地区としての形成を図る。

(四) 緑地等

(1) 市街地外において形成している緑地は、県立自然公園・保安林区域・砂防指定区域・急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けており、今後も現行の指定を継続する。

(2) 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、山林地域全域において森林整備事業を計画・推進する。

(3) 農業振興地域における農用地区域に指定されている坂本地区、中津川地区、落合地区、苗木地区、瀬戸地区等については、現状の農業生産基盤の維持・保全を図りつつ、優れた農業地域の形成を図る。

(4) 本区域の地質は風化しやすい花崗岩からなっていると多く、土砂流出や土石流に対する防止策として、中津川流域や四ツ目川流域、落合川流域、子野川流域における砂防えん堤や溪流保全工等の砂防施設の整備を推進する。

(五) その他

(1) 苗木地区、坂本地区、落合地区等の集落地域については、周辺の市街化を促進しない範囲で、必要に応じた公共施設の整備を行うなど生活環境の維持に努める。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(2) 国道一九号をはじめとする広域的な幹線道路の沿道等にあつては、周辺の市街地拡大を誘発する恐れのない範囲で、工業機能、物流機能等の計画的な開発を進める。

(1) 人にやさしいまちづくりを進めるため、日常生活圏におけるバリアフリー化を推進し、全ての人に対して安全性・利便性に優れた道路環境づくりを推進し、特に中心市街地では、気軽に安心して買物ができる「歩いて暮らせるまちづくり」を目指す。

(2) 市内及び隣接市町村等との連絡を強化し、地域の発展に寄与する広域交通ネットワークの確立を図る。

(3) 都市計画道路は、既存道路の活用を視野に入れた道路網の見直しを行った上で、必要性が高い路線の早期整備を図る。

(4) 観光拠点における歩行動線の確な配置・強化を促進し、魅力的で全ての人が安全かつ快適に散策できる歩行者空間の創出を図り、また、観光拠点へのアクセスルート及び拠点間のアクセスルートについては、景観面への配慮に努めながら、アクセス性の改善・向上のための整備を図る。

(5) リニア中央新幹線の開通及び東濃地域への停車駅設置の実現に向けて取り組みを進め、鉄道については、各輸送体系の強化を図り、駅前広場の整備や駐車場の確保等も含め、利便性の高い交通体系を維持する。また、コミュニティバス等についても路線、運営方法及び地域の状況を十分検討、協議し、導入に努める。

(6) 駐車場の整備を公共と民間の役割分担のもとで進める。特にJR中津川駅周辺の商業地については駐車場整備地区を指定し、一定規模以上の建築物の新設又は増設等を行う際には駐車施設を設置する。

(二) 下水道及び河川

(1) 公共用水域の水質汚濁を防止し、安全で快適な住みよい都市環境を形成するため、地域の実情にあつた手法による下水道事業の推進を図る。

(2) 豊かな自然と共生し、自然を守ることを第一に考え、親水性の高い河川環境整備を推進する。また、恵那山系の急峻な河川からの土砂流出を防止し、緑豊かな自然環境の保護を図る。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 中心商業地区では、店舗跡地の開発、歩道の路面整備等による中心市街地の再

生を図る。

(二) 彫刻・オブジェ等の設置やタウンスクウェア、ポケットパークの配置による回遊性のある歩行者空間の形成を図る。

(三) 市街地(用途地域)内の住宅地では、防災面や日常生活での問題点を解消するため、面的な整備の実施についても検討しながら、良好な市街地の形成を図る。

(四) 歩車分離や通過交通の排除により地区住民の安全性向上を図るとともに、公園整備や住宅地内における緑化運動を推進する。

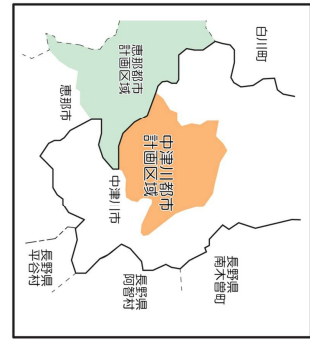
4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 市街地周辺の山林・農地等は、現在の土地利用規制により維持・保全する。市街地(用途地域)内の良好な緑地や社寺林等については、周辺の土地利用状況等に配慮しながら、必要に応じて新たな土地利用の規制誘導方を適用し、自然環境や景観の保全を図る。

(二) 公園・緑地は、今後さらに進行する余暇時間の増大や高齢者の増加への対応策として、適正な配置・整備を図る。騒音、振動等の発生源の周辺には、これらの公害を緩和するため、緩衝緑地帯としての緑地の配置・整備を図る。

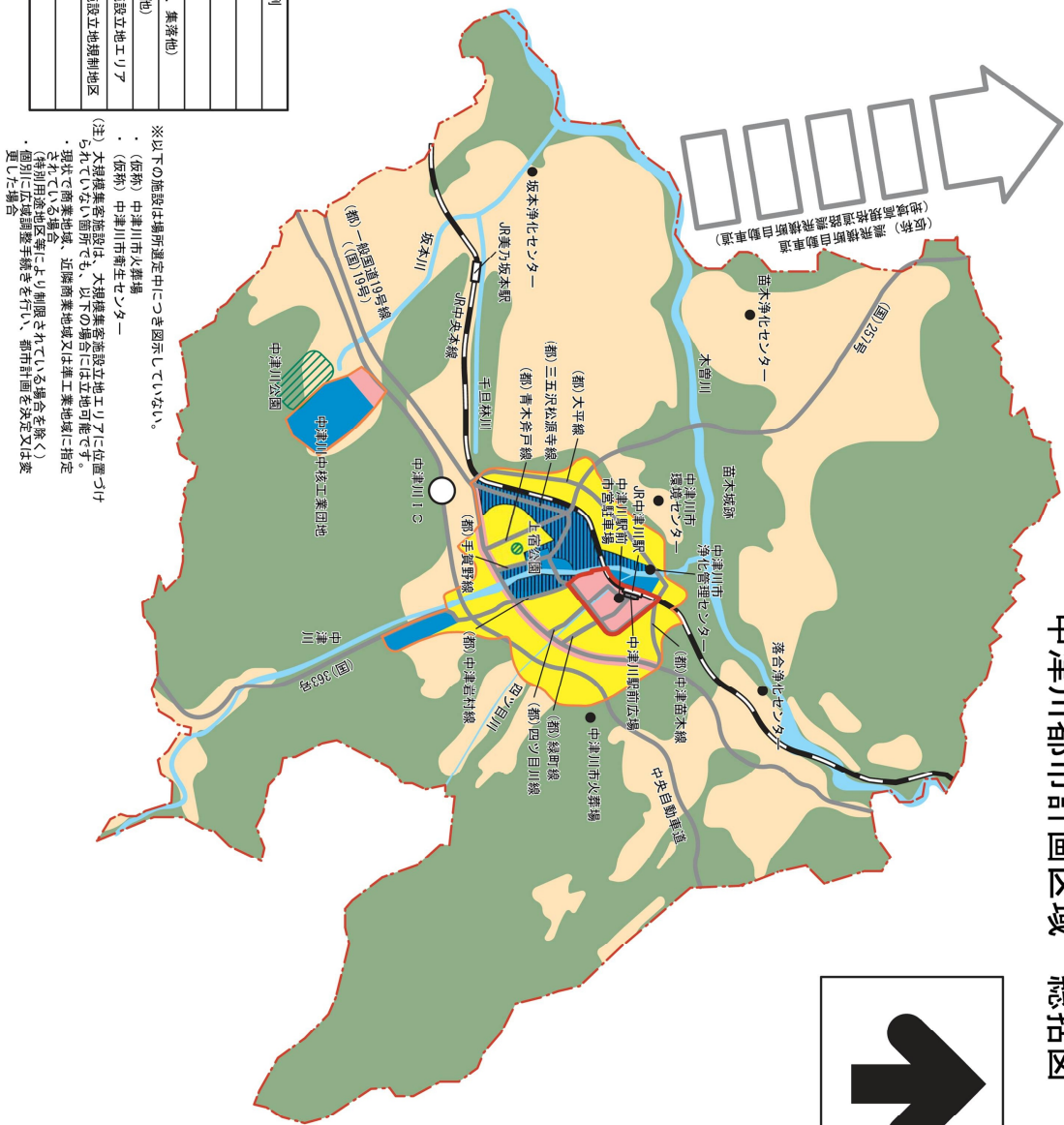
(三) 道路や公共施設等の公共空間緑化に加え、特に市街地(用途地域)内における民有地緑化を奨励するとともに、市街地(用途地域)外においても、市民の意向や協力を踏まえ、積極的に民有緑地の確保に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。



中津川都市計画区域 総括図

中津川都市計画区域総括図 凡例	
	都市計画区域境界
	住居系
	商業系
	工業系
	主要な道路 (構想)
	駅前広場
	鉄道
	主要な河川
	主要な公園・緑地等
	その他主要な都市施設



※以下の施設は構想段階につき図示していない。

- ・(仮称) 中津川市駅前広場
- ・(仮称) 中津川市衛生センター

(注) 大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の箇所には立地可能です。
 ・現状で商業地等、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている箇所
 ・(特別用途地区等)により制限されている場合は除く
 ・個別に広域開発手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年6月1日付けで岐阜県公報に登載された中津川都市計画区域マスタープランの都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、土岐都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
土岐	平成二十二年六月二十五日(金)午後六時から	土岐市土岐津町土岐口二二二番地の一 土岐市文化プラザ三階視聴覚室	土岐市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、土岐市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年六月二日(水)から同年六月十六日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月十六日(水)までに千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場

	地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ
駄知地域・西	JR土岐市駅 周辺地区	JR土岐市駅周辺地区	東濃研究学園都市の玄関口 としても機能する中心市街地
地域の生活を支える地区			

合は、期限までに必着のこと。

- 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。
- 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。
- 公聴会に関する問い合わせ先
岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は土岐市建設部都市計画課
- その他
公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一
一 都市計画の目標
本区域では、「緑、美濃焼、先端技術、みんなで創る『快適・交流都市』」を都市づくりの基本理念とし、この実現に向けた都市づくりの基本的な方向を次のとおり示す。

- 参画・自立と協働のまちづくり
- 活力・元気を生み出すまちづくり
- 育成・豊かな心を育むまちづくり
- 安心・みんなの笑顔が輝くまちづくり
- 安全・潤いと安らぎのあるまちづくり
- 創出・ゆとりを実感できるまちづくり

二 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ）
本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

商業・業務地区	住宅地	工業地等	研究開発地		市街地	域外の地
			丘陵地	農業集落地		
陸地域の中心 駄知地域及び西陵地域	一般住宅地 専用住宅地	丘陵地に位置する工業団地（土岐アクアシルヴァ、土岐南テクノヒルズ等）	丘陵地に位置する工業団地 土岐プラズマ・リサーチパーク、コスモ・サイエンスパーク	豊かな自然環境を有する丘陵地	田園環境と調和した居住地域	豊かな自然環境の保全と活用を進める丘陵地
国道一九号、国道二一号沿道、 （都）妻木線の沿道地区	土岐プラズマ・リサーチパークにある大規模集客施設周辺 計画的に開発された住宅団地及び住居以外の用途の混在が少ない地域	既成市街地において広く分布する陶磁器産業関連工場が混在する地域	地場産業と共存した住宅地	交通の利便性を活かした沿道型商業地	交通の利便性を活かした沿道型商業地	交通の利便性を活かした沿道型商業地

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無
本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

- 既存住宅地内における未利用地の活用と、丘陵地等における計画的な住宅地開発により、核家族化の進行等を要因とする住宅地需要に対しては対応可能であること。
- 産業面からの土地需要は、基本的には既成市街地内での土地利用転換により対応が可能と考えられること。

3 本区域の地形的条件から、新たな開発が行われる場合には、丘陵地における比較的大規模なものとならざるを得ないと想定されるため、開発許可制度の運用により、形成される市街地には一定の水準を確保することが可能であること。

4 住工混在や基盤未整備の地域があるが、今後、用途地域の変更や地区計画等を活用することにより、住環境の整備・改善を図ることから、区域区分を定めることにより市街地の範囲を市街化区域として明確に示し、集中的な整備を行うまでの必要性が低いこと。

5 自然環境に対して保全を基調とした土地利用を行ってきたことにより、豊かな自然環境が多く残されていることや、森林法等の各種法令によっても強い土地利用規制が広範囲にわたって指定されていることから、市街地周辺の自然環境が無秩序に侵食される可能性が少ないこと。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 市街地周辺部に位置する計画的な開発による住宅団地については、低層の戸建住宅地として、良好な居住環境の維持・形成に努める。

(2) 泉町の国道一九号・国道二二号・中央自動車道に囲まれた土地区画整理事業施工区域外の地区や、土岐津町追込地区等の住居以外の土地利用が少ない地区についても、良好な環境の保全に努める。

(3) 陶磁器産業関連工場と住宅が混在し、住居地域及び特別工業地区に指定されている地域では、住環境の向上のため用途の整序を行い、住居地域としての専用性を高めることを基本としながら、地域の状況に応じ、良好な住環境の形成を阻害しない範囲において、住機能と生産環境の融和・共存を図る。

(二) 商業系

(1) J R土岐市駅周辺地区については、魅力と活気ある中心市街地の活性化を図るため、未利用地の活用を含めた土地の有効・高度利用を図り、本区域における生活業務、研究等の諸活動を支える中核的な機能の集積を誘導する。

(2) 駄知及び西陵地域の中心地区については、本区域の生活副次都心核の役割を担う地区として、商業・業務機能の集積及び生活利便施設の立地を誘導する。

(3) 国道一九号、国道二二号沿線及び(都)妻木線の一部を沿道型商業地として、商業等沿道サービス施設の立地を誘導する。

(三) 工業系

(1) 計画的に開発された本区域西部の西山工業団地、中央丘陵の西之洞工業団地及び本区域北部の美濃焼卸商業団地や土岐アクアシルヴァ、土岐南テクノヒルズ等においては、生産・業務環境の維持及び増進を図る。

(2) 土岐プラズマ・リサーチパークにある大規模集客施設周辺を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、周辺の交通や環境に配慮する。

(四) 緑地等

(1) 市街地内及びその周辺に存在し、維持することが都市として特に必要な緑地等については、各種法令による土地利用規制と連携をとりながら、必要に応じて、特別緑地保全地区あるいは風致地区等を指定し、土地利用規制を行うことを検討する。

(2) 仲森地区に指定されている特別緑地保全地区については、市街地内における重要な緑地として今後も指定を継続し、保全する。

(3) 鶴里、曾木及び肥田地域を中心に分布する優良な農地については、その保全に努める。

(4) 災害の防止を目的として各種法令に基づき指定された保安林、砂防指定地、宅地造成工事規制区域等の区域については、その方針を基本的に維持し、市街地が拡大することにより自然環境の持つ防災機能が損なわれることのないよう配慮する。

(5) 林地・丘陵地については、必要最小限の都市的土地利用を進めることとし、本区域の貴重な自然資源として保全することを前提とする。

(6) 全市的な広がりでの樹種の変換による照葉樹林の森の整備・育成を図り、地域住民の心のふるさととなる里山づくりを進める。

(五) その他

(1) 鶴里、曾木及び肥田地域等に形成されている農村集落については、優良な田園居住を実現する地区として位置付ける。

(2) 土岐プラズマ・リサーチパークでの住宅地開発においては、ゆったりとした高水準の住宅供給により、良好な住環境を形成し、その維持に努める。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 今後一層活発化することが予想される人とモノの交流を支えるため、既存道

路に(都)東海環状自動車道を加えた広域的な幹線道路網と、役割を適切に組み合わせた都市内の幹線道路網により都市の骨格を形成し、効率的な移動を確保する。

(2) 地形的な要因から分散する市街地、丘陵地の拠点地区等を結ぶ道路の整備を推進することにより、集約型都市構造の実現を目指す。

(3) 周辺の土地利用状況、必要とされる交通容量及び既存道路の代替路線としての活用等を勘案しながら、都市計画道路の見直しを進める。

(4) 鉄道については、輸送力の増強等サービス水準の向上を図るよう、関係機関に要請し、JR土岐市駅前広場は「都市の顔」として、修景的に優れた空間形成を図るとともに、バス等其他の公共交通機関及び自家用車等と鉄道との連携を強化する。

(5) バスについては、民間路線バスと市民バスの共存を図りながらサービスや路線網の充実、デマンド型交通の導入等による利便性の向上を目指す。

(二) 下水道及び河川

(1) 土岐市下水道計画の基本方針に基づき、公共下水道の整備を推進し、併せて、公共下水道計画区域外における農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の設置を進め、本区域全体での居住環境の向上を図り、雨水排水対策を実施し、浸水の防除に努める。

(2) 河川整備と開発との整合性を図り、魅力的な親水空間として整備を進める。

(3) 水の浄化、清流の維持を進め、集中豪雨による河川の氾濫等自然災害から都市住民の生活を守るための整備も併せて行い、安全で快適な生活環境の形成を図る。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 機能性と魅力を兼ね備えた都市拠点の整備と、快適な居住空間の整備を進める。

(二) 市街地整備に当たっては、既存市街地の再整備を優先して行い、その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(三) 十分な都市基盤が整備されていない地区等については、土地区画整理事業を推進することにより、良好な住環境の形成を図る。

(四) 住工が混在する地区は、特別工業地区により生産環境の保護と居住環境の向上を図り、地区計画等の活用も検討する。

(五) 中心市街地においては、優良建築物整備事業等による任意の共同化等を誘導す

ることにより、街区の再整備を進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

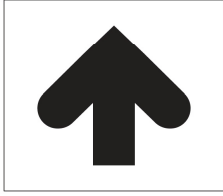
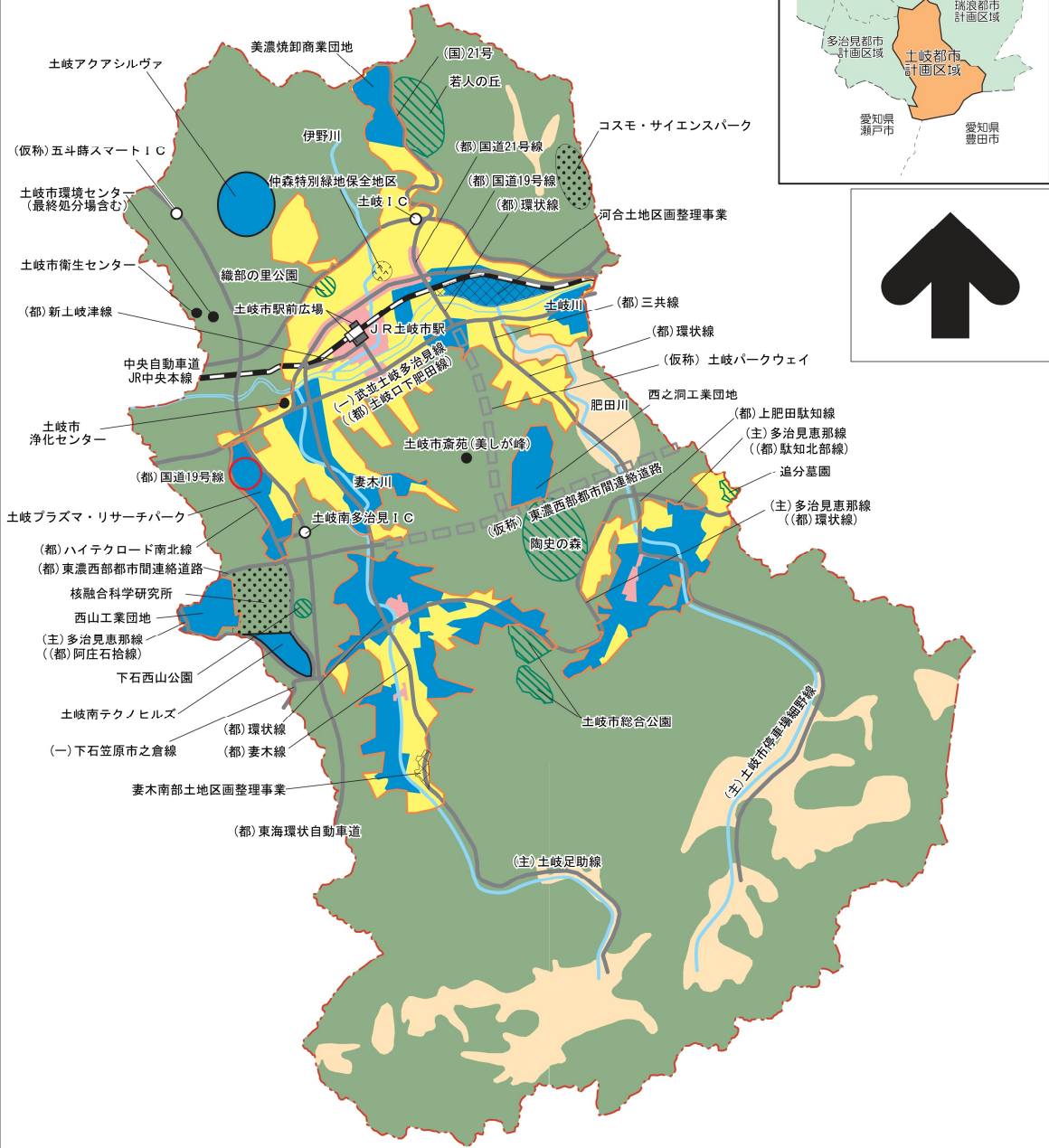
(一) 市街地周辺に広がる自然環境を都市緑地として活用しながら、公園・緑地の適正な配置・整備を進める。

(二) 市街地内では、道路沿道等市街地内の緑化を推進するとともに、土岐川をはじめとする河川空間の環境資源としての活用・整備を進める。

(三) 林地・農地等については、保全することを基本方針としながら、今後、本区域発展のための受け皿である開発適地を定め、開発にあたっては、必要最低限の土地利用転換とし、開発区域内に適切に緑地を配置し、自然的環境のもつ諸機能を極力損なうことのないよう配慮する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

土岐都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系		市街地開発事業
	市街地(用途地域)		商業系		拠点等整備地区
	市街地(用途地域予定)		工業系		大規模集客施設立地エリア
	主要な道路		特別緑地保全地区・風致地区		
	主要な道路(構想)		その他(農地、集落他)		
	駅前広場		その他(森林他)		
	鉄道				
	主要な河川				
	主要な公園・緑地等				
	その他主要な都市施設				

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年6月1日付けで岐阜県公報に登載された土岐都市計画区域マスタープランの都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、可児都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
可 児	平成二十二年六月二十八日(月)午後六時から	可児市今渡六八二番地一 可児市福祉センター 一階ホール	可 児 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、可児市建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年六月四日(金)から同年六月十八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月十八日(金)までに千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場

<p>広見・下恵土・中恵土</p>	<p>地域区分</p>	<p>JR可児駅、名鉄新可児駅</p>	<p>おおむねの位置</p>	<p>活気あふれる中心市街地と文化拠点の形成・ふれ</p>	<p>目指すべきまちづくりのイメージ</p>
-------------------	-------------	---------------------	----------------	-------------------------------	------------------------

合は、期限までに必着のこと。

- 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。
- 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。
- 公聴会に関する問い合わせ先
岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は可児市建設部都市計画課
- その他
公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一
一 都市計画の目標
本区域では、都市づくりの基本理念を、可児市第三次総合計画の将来像「心豊かな活力とうるおいのある住みよいまち・可児く市民が誇りを持つまち、持てるまち」に、都市計画の観点から重要な「多核型都市構造のまち」を加えたものとし、この実現に向けた都市計画の方針を次のとおり示す。

- 住みやすい魅力ある都市環境のまちをつくる
- 自然環境と市街地とが調和したまちをつくる
- 都市としてのまとまりがあり、便利で活力のあるまちをつくる
- 市民とともに取り組む協働のまちづくり

二 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ）
本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

<p>三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。 1 人口動向に伴う今後の宅地需要については、低・未利用地や住宅団地の空き区画など市街地内において対応可能であること。 2 (都) 東海環状自動車道の整備による新たな土地需要として、一団での土地需要が高い工業地・住宅地については、工業団地予定地や既成市街地内の低・未利用地など市街地内においてほぼ対応可能であること。</p>	<p>地域</p>	<p>今渡・川合地域</p>	<p>土田地域</p>	<p>帷子地域</p>	<p>春里・姫治地域</p>	<p>平牧地域</p>	<p>桜ヶ丘地域</p>	<p>久々利地域</p>	<p>広見東部地域</p>	<p>周辺及び市役所周辺 あいと出合いのある便利で快適なまち 北の玄関口として便利で快適な商業地の形成・憩いとやすらぎのある活力あふれるまち 水と緑のうるおい空間を活かした「住」「工」が調和する花のある暮らしのまち 学術交流拠点の形成と低層住宅団地を中心とした暮らしやすく緑あふれるまち 生き生きとした田園や里山の風景と「住」「工」「農」が調和するまち 自然の息吹を感じるやすらぎのある住宅地と新たな工業拠点のまち 緑と心がふれあい・ゆとりやうるおい、落ち着きを感じる低層戸建住宅のまち 志野焼のふるさと・緑豊かな歴史と文化のまち 人と自然が調和した暮らしやすいまち</p>
--	-----------	----------------	-------------	-------------	----------------	-------------	--------------	--------------	---------------	---

3 市街地に隣接する地域の一部では、地区計画、特定用途制限地域、建築物の形態規制、まちづくり条例の活用により市街化が著しく進行する見込みがないこと。

4 道路、公園など都市基盤の整備が不十分な北部の既存市街地では、計画的に土地区画整理事業や道路など個別の基盤整備を進めていること。

5 既存の都市機能・都市施設の充実・向上を図りつつ、公共交通機関や道路の交通ネットワークにより、中心市街地の求心性の向上、都市の一体性を図るとともに、まちづくり条例等の活用によるきめ細かいまちづくりを行うことで、コンパクトに集約した市街地を形成することが可能であること。

6 丘陵地での開発は沈静化傾向にあり、人口動向からも今後開発等による自然環境の喪失は少ないと見込まれること。

7 一団の集团的農地の多くが農業振興地域における農用地区域に指定されていることと「土地利用転換行為に関する運用指針」により土地利用の方針を示していることなどから、開発による無秩序な自然環境喪失の可能性は低くなっていること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 広見、中恵土、下恵土、今渡、川合や土田地域では、市街地整備事業や地区計画などを活用して、住居系土地利用を誘導し、良好な住環境を備えた市街地の形成を図る。

(2) 市街地内の幹線道路沿道では、住環境と調和し、地域住民の日常生活に対応した商業サービス施設の立地を許容する。

(3) 計画的に開発された戸建住宅中心の大規模団地では、今後も地区計画制度などによる良好な住環境の維持・保全など次世代に引き継がれるよう団地の魅力の向上を図る。

(二) 商業系

(1) 市役所からJR可児駅を中心とした地区では、求心性のある中心市街地を形成するため、土地区画整理事業等により都市基盤整備を行い、土地利用の高度化を図る。

(2) オープンスペースの確保や可児川の親水整備とあわせ、交通結節点としての機能を活かしながら、分散した市街地を結ぶ道路ネットワークの整備を図り、人々の交流を促進する。

(3) 市街地内の幹線道路沿道を、周辺の住環境と調和した沿道サービス商業地とする。

(4) 下恵土地区南部を、沿道後背地の住環境の保全に配慮しながら、沿道サービス主体の商業拠点とする。

(5) 名鉄日本ライン今渡駅周辺、名鉄西可児駅周辺及び桜ヶ丘ハイツでは、地域住民サービスに対応した日常的な商業機能を中心に誘導し、地域の拠点となる商業地区とする。

(6) 既存の大規模集客施設が立地している中恵土南部地区、下恵土南部地区及び名鉄日本ライン今渡駅南部地区の三地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の維持・更新を図る。

(三) 工業系

(1) 土田地区内の工業地については、騒音・大気汚染の防止、緑地の保全など周辺住宅地の住環境の保全に配慮する。

(2) 可児工業団地については、工業利便性を維持するとともに、周辺の緑地の保全を図るなど、周辺環境に配慮する。

(3) 二野工業団地、可児柿田流通・工業団地では工業、流通業務施設の集積を図る。

(四) 緑地等

(1) 住宅団地外周の斜面緑地・市街地内農地や社寺林・樹林地などの保全、公園・緑地を相互に連絡する緑道の設置、可児川緑地の整備などにより水と緑のネットワークを形成し、自然環境と調和したうるおいのあるまちをつくる。

(2) 丘陵地に沿って広がる農業振興地域における農用地区域などの集团的農地では、既存集落と調和した良好な営農環境が形成されており、これを維持するため無秩序な開発を抑制する。

(3) 南部丘陵地を中心に計画的に開発された計画的住宅地区では、良好な住環境が築かれており、地区計画等を導入して居住環境を維持・保全する。

(4) 優れた生態系を有する南部丘陵地、市街地住民に潤いを与える貴重な樹林地や緑地を保全する。

(五) その他

(1) 丘陵地、集团的農地に沿って展開する既存集落等においては、特定用途制限地域、地区計画、建築協定、建築物の形態規制、まちづくり条例を活用し、生

活環境を整備する。

(2) 可児御高インターチェンジの開設に伴い、工業系の土地利用が見込まれる二野地区では、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、用途地域の指定や地区計画等の活用などにより、適正な土地利用の誘導を行う。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 地域経済を支える商業・工業・観光機能などを広域的な交通体系と結び、周辺都市との高いアクセス性を確保する。

(2) 通過交通の迂回処理や、分散した市街地や拠点が相互に機能を補完し合い、利便性の高い都市生活ができるための道路ネットワークの強化、中心市街地への高いアクセス性の確保を行う。

(3) 都市計画道路は、社会情勢や財政事情を考慮し、計画の廃止も含めた見直しを進める。

(4) J-R可児駅前広場の機能充実やパーク・アンド・ライドシステムの促進により、公共交通機関の利用を促進する。

(5) 道路が有するオープンスペース機能、緑化機能を発揮させ、市街地環境の改善に資する道路整備を進める。

(6) 中心市街地、商業地、住宅地等では、歩行者・自転車利用者の快適・安全な移動が優先される地区交通環境を創出するとともに、緊急時においても、消防活動・救助活動や安全な避難活動を確保する道路整備を進める。

(7) 可児駅東土地区画整理事業によつてJ-R可児駅へのアクセス利便性を向上させるとともに、パーク・アンド・ライドシステム等を促進し、公共交通機関の利用促進を図る。

(8) 日常生活における移動手段の利便性向上や環境への負荷軽減のため、デマンド型運行の導入検討を含めたコミュニティバスの有機的な運行を行う。

(二) 下水道及び河川

(1) 水質環境の保全や安全で快適な生活環境を維持するため、流域関連公共下水道等により下水道を整備する。

(2) 水資源の確保とともに水害を防止し、都市の安全性を高めるため、未改修河川の整備を行う。

(3) 木曾川、可児川、久々利川については、緑の基本計画に基づき、「水と緑の環境軸」として有効活用を努める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 中心市街地では、現在整備中の土地区画整理事業等によつて計画的かつ一体的な市街地整備を行い、中心商業・業務機能の強化・集積を促進し、都市としてまとまりと求心性のある集約型都市構造の実現を目指した市街地形成を図る。

(二) 市街地(用途地域)内の基盤未整備区域、低・未利用地や用途混在が見られる区域では、土地区画整理事業等により整序を図る他、地区計画の導入や狭隘道路の解消などにより、良好な居住環境の形成を図る。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 南部丘陵地の森林やため池、市街地内で見られる樹林地、農地、河川などは、まちな自然環境を形成する重要な要素となっており、防災機能も備えているため整備・保全する。

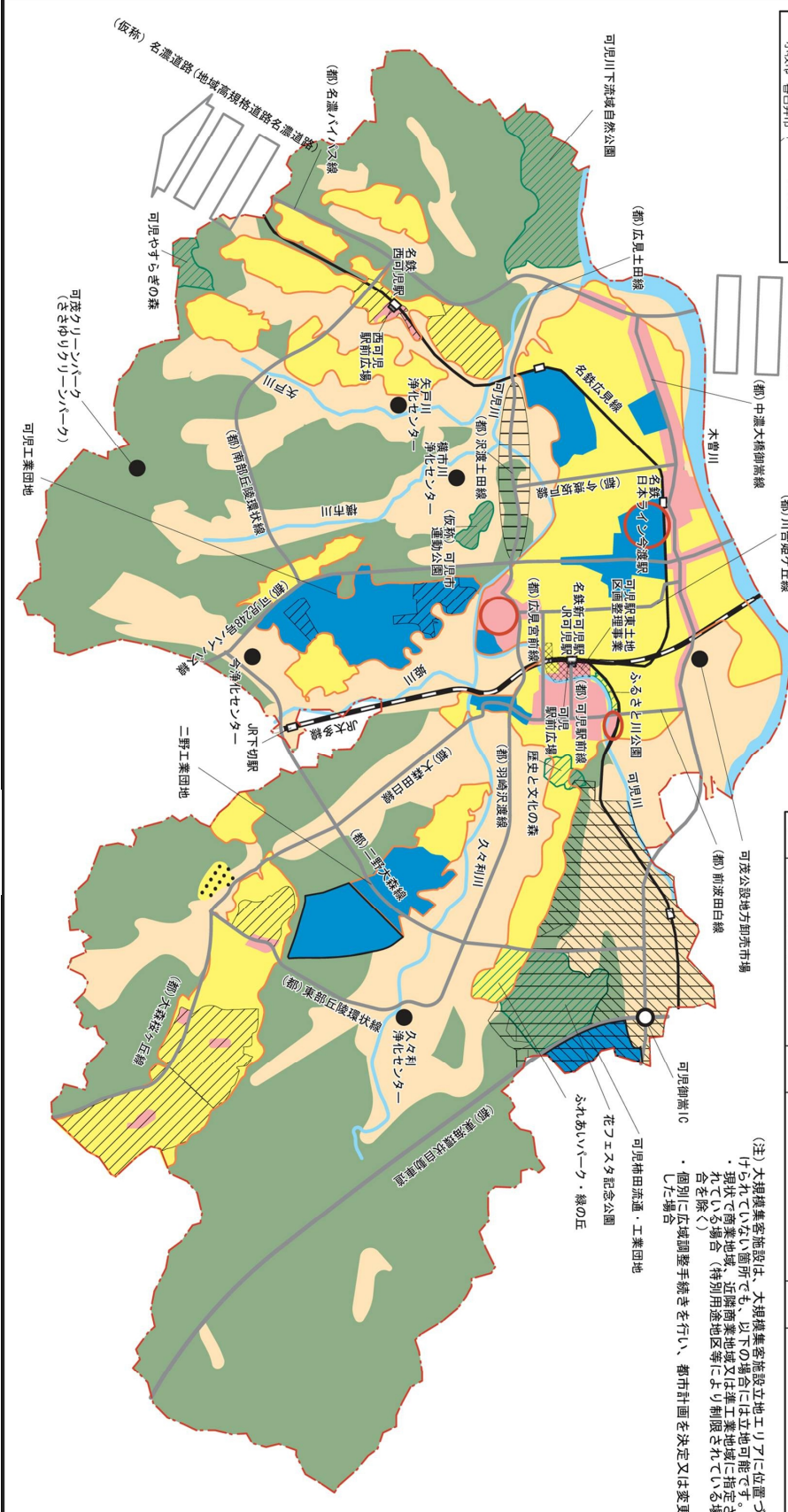
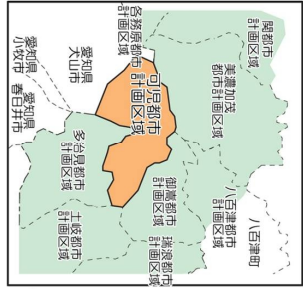
(二) 今後は、余暇時間の増加や高齢者人口の増加等の社会的課題、想定される大規模災害への対応から公園・緑地の必要性がより高くなると考えられることから、特に生活に密着する身近な公園では、地域特性を活かした整備を推進する。

(三) 魅力ある景観を形成するため、山地の緑を保全するとともに、市街地に残された緑の保全に努める。

(四) 緑の基本計画に基づき緑地の保全・緑化の推進を行い、景観計画に基づく良好な自然景観の維持・創出を進める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

可児都市計画区域 総括図



都市計画区域	色	市街地開発事業
都市計画区域境界	赤線	地区計画
市街地(用途地域)	色塗り	特定用途制限地域
市街地(用途地域予定)	点線	建築指定
主要な道路	太線	規制誘導地区
主要な道路(構想)	細線	大規模集客施設立地エリア
駅前広場	点線	
鉄道	太線	
主要な河川	太線	
主要な公園・緑地等	点線	
その他主要な都市施設	点線	

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能ですが、現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)

- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年6月1日付けで岐阜県公報に登載された可児都市計画区域マスタープランの都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所 TEL

(ふりがな)

氏 名 印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年六月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一

一
ブイ・アール・テクノセンター